

●香川県告示第357号

香川県土地改良事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年8月6日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

香川県土地改良事業補助金交付規程の一部を改正する規程

香川県土地改良事業補助金交付規程（昭和55年香川県告示第1000号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																															
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業の種類</th> <th colspan="2">工事費に対する補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">ため池等整備事業</td> <td colspan="2">70%以内。ただし、中山間地域において行うものにあつては、75%以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業用河川工作物 応急対策 事業</td> <td>総事業費 5,000万 円以上</td> <td colspan="2">92%以内。ただし、中山間地域において行うものにあつては、97%以内</td> </tr> <tr> <td>総事業費 5,000万 円未満</td> <td colspan="2">82%以内。ただし、中山間地域において行うものにあつては、87%以内</td> </tr> </tbody> </table>		事業の種類		工事費に対する補助率		ため池等整備事業		70%以内。ただし、中山間地域において行うものにあつては、75%以内		農業用河川工作物 応急対策 事業	総事業費 5,000万 円以上	92%以内。ただし、中山間地域において行うものにあつては、97%以内		総事業費 5,000万 円未満	82%以内。ただし、中山間地域において行うものにあつては、87%以内		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業の種類</th> <th colspan="2">工事費に対する補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">ため池等整備事業</td> <td colspan="2">70%以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業用河川工作物 応急対策 事業</td> <td>総事業費 5,000万 円以上</td> <td colspan="2">92%以内</td> </tr> <tr> <td>総事業費 5,000万 円未満</td> <td colspan="2">82%以内</td> </tr> </tbody> </table>		事業の種類		工事費に対する補助率		ため池等整備事業		70%以内		農業用河川工作物 応急対策 事業	総事業費 5,000万 円以上	92%以内		総事業費 5,000万 円未満	82%以内	
事業の種類		工事費に対する補助率																															
ため池等整備事業		70%以内。ただし、中山間地域において行うものにあつては、75%以内																															
農業用河川工作物 応急対策 事業	総事業費 5,000万 円以上	92%以内。ただし、中山間地域において行うものにあつては、97%以内																															
	総事業費 5,000万 円未満	82%以内。ただし、中山間地域において行うものにあつては、87%以内																															
事業の種類		工事費に対する補助率																															
ため池等整備事業		70%以内																															
農業用河川工作物 応急対策 事業	総事業費 5,000万 円以上	92%以内																															
	総事業費 5,000万 円未満	82%以内																															
略		略																															
備考 この表において「中山間地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域若しくは特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域（以下「過疎地域等」という。）に該当する市町又は過疎地域等を含む市町をいう。																																	

附 則

この規程は、平成25年8月6日から施行し、改正後の香川県土地改良事業補助金交付規程の規定は、平成25年度分の補助金から適用する。